

正会員各位

一般社団法人 埼玉県電業協会
会長 岡村 一巳
事故防止対策委員長 町田 浩征

平成28年度 安全衛生法に基づく特別教育の実施について(ご案内)

当協会では、認定職業訓練として「低圧電気取扱者特別教育」、「高圧・特別高圧電気取扱者特別教育」を本年度、6月に開催いたしました。その際、受講希望者が多く、受講できなかった方々のために第2回目を実施することといたしました。今回は県の建設産業担い手確保・育成補助対象事業となりますので、受講料も前回と同様低額となります。

つきましては、対象従業員の受講について、格別のご配慮を下さる様お願い申し上げます。

受講申込みについては、下記の申込書に必要事項を記入の上、10月24日(月)までに事務局(FAX:048-864-0327)へご提出下さい。

また、当教育修了者には(一社)埼玉県電業協会会長名により、修了証を付与いたしますので、「安全衛生教育手帳」をお持ちの方は、当日必ずご持参下さい。

なお、特別教育のため、遅刻・早退は厳禁ですので、ご注意下さるようお願いいたします。

平成28年度安全衛生法に基づく特別教育受講申込書

平成28年 月 日

(一社)埼玉県電業協会 御中

会社名

受講区分	ふりがな 受講者氏名	雇用保険番号	生年月日(年齢) ※西暦で記入	業務 実務経験 年数	テキスト 注文 有無	安全衛生 教育手帳 有無
1.低圧			年		必要	有
2.高圧			月 日 (歳)		不要	無
1.低圧			年		必要	有
2.高圧			月 日 (歳)		不要	無

(提出先)FAX:048-864-0327/(期限)平成28年10月24日(月)

※今回お申込時にご記入いただいた個人情報については、当講習会実施に必要な範囲以外で利用することはありません。

低圧電気取扱業務

高圧・特別高圧電気取扱業務

に係る特別教育実施要領

一般社団法人 埼玉県電業協会

I. 趣旨

労働安全衛生法第59条の定めにより、事業者は、危険又は有害な業務で、省令で定めるものに労働者をつかさどるときは、その業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないこととされ、労働安全衛生規則第36条に記載されている電気取扱業務は、特別教育を必要とする業務として指定されている。

この特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものであり、履修科目及び時間の細目が定められている。

これらの趣旨を踏まえ、『低圧電気取扱業務』、『高圧・特別高圧電気取扱業務』に係る特別教育について、各事業者の負担軽減と安全教育の機会均等を図るため、会員企業の従業員を対象に集合教育（講習）を実施するものとする。

又、当教育修了者には、（一社）埼玉県電業協会会長名により、『低圧電気取扱業務』、『高圧・特別高圧電気取扱業務』特別教育修了証を付与するものとする。

II. 実施日時等

受講区分	日時 場所	使用テキスト		募集 定員
		図書名	金額	
低圧電気取扱者 特別教育（2日間）	11月10(木)・11(金) 9:00～17:00 建産連研修センター 第201会議室	「低圧電気取扱安全必携」 中央労働災害防止協会 発行	648円	25名
高圧・特別高圧 電気取扱者 特別教育（2日間）	11月16(水)・17(木) 9:00～17:00 建産連研修センター 第201会議室	「高圧・特別高圧電気取扱安全必携」 中央労働災害防止協会 発行	1,296円	25名
受講料	3,000円	※テキスト代 別途請求 ※支払方法は、決定通知にてお知らせいたします。		

※ 講師は共に ケイ.教育企画サポート事務所 所長 小泉 一夫氏 が担当します。
(厚生労働省 安全衛生トレーナー講師)

III. 受講対象者【受講資格】

会員企業の従業員で、次の業務に就業する者で当該特別教育未修了の者。

区分	受講資格
低圧電気取扱者特別教育	低圧の充電電路の敷設・修理の業務又は、配電盤室、変電室等に設置する低圧の電路で、充電部が露出している開閉器の操作の業務を行う作業従事者。 電気工事業務の実務経験1年以上の者。
高圧・特別高圧 電気取扱者特別教育	高圧・特別高圧の充電電路の支持物の敷設、点検、修理又は操作の業務を行う作業従事者。 電気工事業務の実務経験3年以上の者。

IV. カリキュラム (予定)

◎低圧電気取扱業務特別教育カリキュラム

【11月10日(木)】

- 1.オリエンテーション
- 2.低圧の電気に関する基礎知識
- 3.低圧の電気設備に関する基礎知識
- 4.低圧用安全作業用具に関する基礎知識
- 5.救命救急法
- 6.災害事例研究

【11月11日(金)】

- 1.関係法令
- 2.低圧充電回路の防護の方法
- 3.作業者の絶縁保護の方法
- 4.作業管理
- 5.低圧活線作業及び活線近接作業の方法
- 6.質疑応答・まとめ

◎高圧・特別高圧電気取扱業務特別教育カリキュラム

【11月16日(水)】

- 1.オリエンテーション
- 2.高圧・特別高圧の電気に関する基礎知識
- 3.高圧・特別高圧の電気設備に関する基礎知識
- 4.高圧・特別高圧の安全作業用具に関する基礎知識
- 5.高圧・特別高圧の活線作業・活線近接作業の方法 1

【11月17日(木)】

- 1.高圧・特別高圧の活線作業・活線近接作業の方法 2
- 2.高圧・特別高圧の活線作業・活線近接作業の方法 3
- 3.高圧・特別高圧の活線作業・活線近接作業の方法 4
- 4.関係法令
- 5.高圧・特別高圧の開閉器の操作手順(実技教育)
- 6.まとめ